

柏市危険コンクリートブロック塀等 除却工事費助成のご案内

◆◆ 危険コンクリートブロック塀等の除却工事費 の一部を助成いたします ◆◆

地震によるコンクリートブロック塀等の倒壊を未然に防止するために、市民の皆様が、所有する危険コンクリートブロック塀等の除却工事を行う際、その工事費用の一部を柏市が助成します。

なお、本助成を受けるには、柏市との事前相談が必要になります。また、除却工事の契約をする前に、柏市に補助金交付申請をする必要があります。契約後の補助金交付申請はできませんのでご注意ください。

■ 事前相談

市では、コンクリートブロック塀等が倒壊するおそれがあるかを、職員が調査し、その判断を行います。そのため、申請に先立ち事前の相談が必要となります。

詳しくは建築指導課にお問合せください。

■ 対象となる危険コンクリートブロック塀等

コンクリートブロック塀等※1で、次のすべてに該当するものが対象となります。

- ア 道路または敷地からの高さが、原則として1.2mを超えるもの
- イ 建築基準法上の道路等および通学路に面して設置されたコンクリートブロック塀等

※1 コンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀及び門柱並びにこれらの基礎のことをいいます。

■ 対象者

危険コンクリートブロック塀等を所有する方で、次のすべてに該当する方を対象とします。

- ア 前年度の市民税、固定資産税および都市計画税を滞納していないこと。
- イ すでに除却工事費補助金の交付を受けていないこと。
- ウ 共有している場合は、共有者も既に除却工事費補助金の交付を受けていないこと。
- エ 共有している場合は、共有者の同意・委任を受けていること（委任状が必要）。
- オ 販売を目的として除却工事を行わないこと。

■ 補助金の額

除却工事に要する経費の合計額と危険コンクリートブロック塀等の長さにより1m当たり10,000円を乗じて得た額とのいずれか安い額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。

- ア 道路等に面した危険コンクリートブロック塀等（限度額10万円）
- イ 通学路に面した危険コンクリートブロック塀等（限度額20万円）

■ 受付期間

令和元年5月7日（火）～ 令和2年1月15日（水）

<お問い合わせ>

柏市都市部建築指導課

電話 04-7167-1145（直 通）

04-7167-1111（内線773527）

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

